**平成２９年（フ）第１９９号**
山梨県中巨摩郡昭和町河西627番地６　コーポひぐち102号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町河西917番地　コーポ石川Ａ棟103号
債務者　近藤　沙知（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０１号**
山梨県南巨摩郡富士川町長澤97番地　雇用促進増穂１―306
債務者　笠原　直幸
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２２６号**
山梨県甲府市朝気３丁目９番22号　オアシス朝気202、前住所山梨県韮崎市龍岡町下條南割1051番地２
債務者　加藤　住江
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第６６号**
長野県上田市上田2074番地１
債務者　坂本　愼次
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第１５１号**
静岡県富士宮市小泉2134番地の５
債務者　石原佐千代
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第１１８５号**
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅１－９－301
債務者　松岡さやか
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１２４３号**
名古屋市中川区法華西町132番地　ファミール森202号
債務者　内野　由季
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１３１１号**
愛知県津島市中地町４丁目41番地３
債務者　渡邉　　慎
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１３３１号**
名古屋市千種区神田町28番地の12　ニューアカネマンション303号、住民票上の住所名古屋市東区豊前町２丁目75番地の１　Ｐｌａｉｓｉｒ　Ｓａｋａｉ601号
債務者　水科　俊江
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２１６号**
大津市瀬田３丁目２番４号
債務者　佐瀬　寛行
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２２４号**
滋賀県栗東市安養寺３丁目11番29―101号　ロイヤルハイツ栗東
債務者　藤井　　理（旧姓大橋）
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２２８号**
滋賀県栗東市出庭1638番地25（102号）　カーサ・アンジェロ、前住所滋賀県草津市草津１丁目19番21号　志風館　２－Ｃ号
債務者　井上　義巳
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２３２号**
滋賀県湖南市中央四丁目142番地（401号）、前住所滋賀県湖南市夏見356番地４
債務者　加藤　和美（旧姓泉）
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２３３号**
滋賀県草津市木川町918番地48　市営　45―１
債務者　阿迦井茂子
法定代理人保佐人　坂口航一郎
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２３７号**
滋賀県草津市西渋川１丁目18番102―103号　アメニティ　パンション、前住所滋賀県野洲市小篠原974番地　ユーハイム近江306号室
債務者　野畑　孝子
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２３９号**
滋賀県甲賀市信楽町長野1357番地４
債務者　上嶋　利之
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部